

福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金申請等の流れ

手続き	内容
① 事前相談	<p>申請に係る住宅が補助対象に該当するかどうかの判断や申請手続きの内容等の説明を行います。</p> <p>既存住宅及び移転先の住宅の位置や、既存住宅の建築時期が分かる資料をご持参ください。</p> <p>〈補助対象となる住宅の基準の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山市内にある住宅で、次の1から3までのいずれかの区域にあり、区域に指定される前から建てられているもの <ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地崩壊危険区域 2 がけ条例建築制限区域 3 土砂災害特別警戒区域 ・移転先の住宅が安全な土地にあるもの <p>〈工事業者を選ぶ際の注意点〉</p> <p>工事業者との契約（④）は、補助金交付決定通知（③）を受けた後でなければなりません。既に契約されたものは、補助の対象外となります。</p>
② 補助金交付申請	<p>福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 既存住宅の配置図、各階平面図、現況外観写真等 <input type="checkbox"/> 既存住宅の建築年月日が分かるもの <input type="checkbox"/> 既存住宅の除却に要する費用の見積書 <input type="checkbox"/> 資金計画書（別記様式第2号） <input type="checkbox"/> 既存住宅の所有者が分かるもの（登記事項証明書等） <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの（委任状、支払相手方登録依頼書等） <p>既存住宅に代わる住宅を建設する場合は、上記の書類に加えて、次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 移転先の住宅の配置図及び各階平面図 <input type="checkbox"/> 移転先の住宅の建設、購入及び改修に要する費用の見積書 <input type="checkbox"/> 移転先の土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類 <input type="checkbox"/> 金融機関等の貸付契約書等の写し
③ 補助金交付決定通知の受領	<p>福山市より補助金の交付決定の可否について所定の書面で通知します。</p>
④ 工事契約・着手	<p>交付決定通知日以後に契約を行い、事業着手届（別記様式第7号）を提出した後に、工事に着手してください。補助事業に係る計画に変更があった場合は、変更承認申請書（別記様式第5号）の提出が必要になります。</p>
⑤ 完了の実績報告	<p>工事完了後、30日以内（かつ申請年度の3月15日まで）に福山市がけ地近接等危険住宅移転事業実施報告書（別記様式第8号）に次の書類を添付して建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業成績書（平面図、清算設計書、事業着手前及び完了写真） <input type="checkbox"/> 資金調達書（別記様式第9号） <input type="checkbox"/> 金融機関等の当該事業に係る貸付証明書（既存住宅に代わる住宅を建設する場合） <input type="checkbox"/> 補助事業の実施に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 上記の契約による費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 検査済証の写し（確認済証が交付された場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの <p>報告内容を審査し、適正の場合、福山市から補助金の額の確定を所定の書面により通知します。</p>
⑥ 補助金の請求	<p>補助金交付請求書（別記様式第11号）を建築指導課に提出してください。</p>
⑦ 補助金の振込み	<p>福山市から補助金が、指定の口座に振込まれます。</p>

問い合わせ先

福山市役所 建設局建築部建築指導課 建築相談窓口担当

☎ (084) 928-1103 ✉ kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp